

在学採用

## 2023年度在学者用

大学・短期大学・高等専門学校（第4学年以上）・専修学校（専門課程）  
在学中に、給付奨学金を希望する皆さんへ

# 給付奨学金 案内



スカラネット  
入力下書き用紙

給付奨学金  
確認書

在中

- この冊子では、2020年度から実施されている給付奨学金制度について、現在在学する学校を通じて行う申込手続きを中心に説明しています。
- 家計急変による申込みを希望する場合は、在学する学校に相談し、家計急変採用の申込冊子を受け取ってください。
- この冊子を読んで給付奨学金についてよく理解したうえで、申込手続きを進めてください。また、父母等あなたの生計を維持している方にもこの冊子を読んでもらい、給付奨学金制度の内容及びあなたが奨学金を利用することについて理解してもらってください。



独立行政法人  
**日本学生支援機構**  
JASSO Japan Student Services Organization

2023年度給付奨学金在学採用

## 知っておいてほしいポイント

### 給付奨学金制度の趣旨

日本学生支援機構の給付奨学金は、国の高等教育の修学支援新制度のひとつとして、意欲と能力のある若者が経済的理由により進学及び修学の継続を断念することのないよう、原則として返還義務のない奨学金を支給するものです。

### 給付奨学生としての自覚

国費を財源としている給付奨学金の支給を受ける奨学生は、給付奨学生としての自覚を持って学業に精励しなければなりません。

学業成績などが基準を下回る場合、奨学金の支給を打ち切ることがあります。さらに、やむを得ない理由がなく学業成績が著しく不振となった場合、在学から退学などの処分を受けた場合は、返還が必要になることがあります。

### 支給額の見直し

毎月の支給額は、本人及び生計維持者の前年の所得金額や資産に基づき、毎年度10月に見直されます。

### 対象となる学校

給付奨学金を利用できる学校は、国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校です。確認を受けていない学校に在学する人は、本冊子で案内する給付奨学金を利用することはできません。

### 給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額

給付奨学金と併せて第一種奨学金を利用する場合、貸与月額が調整（減額又は増額）されます（貸与月額が調整（減額又は増額）されることを「給付奨学金確認書」において承諾することになります）。

### 2019年度以前から受給の給付奨学金の取扱い

2019年度以前から機構の給付奨学金を受給している人は、2020年度から実施されている給付奨学金に切り替えることができます。この場合、現在受給している給付奨学金を辞退する必要があります（辞退することを「給付奨学金確認書」において承諾することになります）。

### マイナンバーは、直接日本学生支援機構に提出します

申込みに必要な書類のうち、マイナンバー関係書類については学校ではなく日本学生支援機構に直接提出します。在学校へ提出しないよう注意しましょう。

### ※授業料等の減免

給付奨学金の支給対象の学生は、授業料等の減免も同時に受けることができます。ただし、別途、在学校での申込みが必要ですので、詳細については、在学校に確認してください。

## 重要

### 給付奨学金（在学採用）と貸与奨学金の両方に申し込む予定の人へ

給付奨学金（在学採用）と貸与奨学金両方の申込みを希望する場合は、本冊子に加えて別冊子「2023年度在学採用 貸与奨学金案内」も在学校から受け取り、貸与奨学金制度についても理解したうえで申込みを行ってください。

給付奨学金（在学採用）の申込みを希望する人が貸与奨学金にも同時に申し込む場合は、1回のスカラネットの入力で申し込むことができます。給付奨学金（在学採用）と貸与奨学金を同時に申し込む人は、本冊子に挟み込まれている「スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与同時申込み）用】」を利用してください。なお、給付奨学金（家計急変採用）の申込みを希望する場合は、本冊子ではなく「家計急変採用」の申込冊子を在学校から受け取り申し込んでください。

※ 給付奨学金（家計急変採用）と給付奨学金（春・秋の在学採用）を並行して申し込むことはできません。

申込みに必要な書類は下表を参考に、各奨学金案内を十分に確認してください。（「—」は不要な書類）

| 必要書類                  | 給付奨学金 | 貸与奨学金 | 備考           |
|-----------------------|-------|-------|--------------|
| 確認書（兼同意書）             | ●     | ●     | 全員（それぞれ提出必要） |
| マイナンバー関係書類            |       | ●     | 全員（※）        |
| 在留資格及び在留期間が明記されている証明書 |       | ●     | 該当者のみ（※）     |
| 施設等在籍証明書等             |       | ●     | 該当者のみ（※）     |
| 収入に関する証明書類            | —     | ●     | 該当者のみ        |
| 特別控除証明書類              | —     | ●     | 該当者のみ        |

（※）給付奨学金（在学採用）と貸与奨学金を同時に申し込む場合は1部のみで可

# 目次

|                                    |       |
|------------------------------------|-------|
| 知っておいてほしいポイント                      | 2ページ  |
| 給付奨学金案内　ダイジェスト                     | 4ページ  |
| 第Ⅰ部　給付奨学金制度                        |       |
| 1. 募集時期                            | 5ページ  |
| 2. 対象機関（確認大学等）                     | 5ページ  |
| 3. 支援要件及び選考基準                      | 6ページ  |
| 4. 支給金額                            | 14ページ |
| 5. 支給方法                            | 16ページ |
| 6. 過去に給付奨学金を受けたことのある人の新規申込みの<br>制限 | 16ページ |
| 7. 認定の取消し                          | 16ページ |
| 8. その他                             | 16ページ |
| 第Ⅱ部　申込手順等                          |       |
| 1. 申込みの流れ                          | 17ページ |
| 2. 必要書類と提出先の確認                     | 18ページ |
| 3. スカラネットによる申込み                    | 19ページ |
| 4. マイナンバー関係書類の提出                   | 23ページ |
| 第Ⅲ部　採用後の手続き                        | 24ページ |
| 〈参考資料〉　授業料等の減免について                 | 26ページ |

◆「スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与同時申込み）用】」は16～17ページの間挟みこんでいます。

◆「給付奨学金確認書」は巻末に掲載しています。

説明を読みながら、「スカラネット入力下書き用紙【給付奨学金（貸与同時申込み）用】」、「給付奨学金確認書」に必要な事項を記入してください。

## 本冊子の用語

- あなた・・・奨学金を申し込む学生本人
- 機構・・・独立行政法人日本学生支援機構
- 大学等・・・大学、短期大学、高等専門学校（第4学年以上）、専修学校（専門課程）
- 生計維持者・・・父母（父母ともいる場合は2人とも）。父母ともいない場合は、代わって生計を維持している主たる人（たとえば祖父又は祖母等）
- 社会的養護を必要とする人・・・18歳となる前日に次の児童養護施設等に入所して（養育されて）いた人  
児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）、児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者、里親
- マイナンバー・・・マイナンバー（個人番号）

# 給付奨学金案内 ダイジェスト



日本学生支援機構の給付奨学金は、高等教育の修学支援新制度による支援のひとつとして、大学等の授業料等減免と併せて、学生等のみなさんを支援するものです。

本冊子で説明している内容をピックアップしました。

## 給付奨学金の募集時期はいつですか？

原則、毎年春及び秋に対象校を通じて奨学生の募集を行います。在学期に必ず確認して募集時期を逃さないように注意してください（詳細は5ページ）。

※授業料等減免の申込時期もあわせて学校に確認しましょう。

## 支給される金額はいくらになりますか？

あなた及び生計維持者の所得金額や資産に基づき判定された支援区分に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により金額が定められます（詳細は14ページ）。

※授業料等減免については、学校の設置者（国公立・私立）及び学校種等により金額が定められます（詳細は26ページ）。

## どのような人が支給対象となりますか？

国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校に在学している人で過去に機構の給付奨学金（2019年度以前より受給のものを除く）の支給を受けたことがない人が対象です（詳細は5ページ及び16ページ）。

学業成績等に係る基準や家計（所得・資産）に係る基準、及び高等学校等卒業から入学までの期間や在留資格等に関する要件を満たす必要があります（詳細は6～13ページ）。

※授業料等減免と給付奨学金で同一の要件です。

## 支援を受けられるかどうかは、誰の収入や資産により決まるのですか？

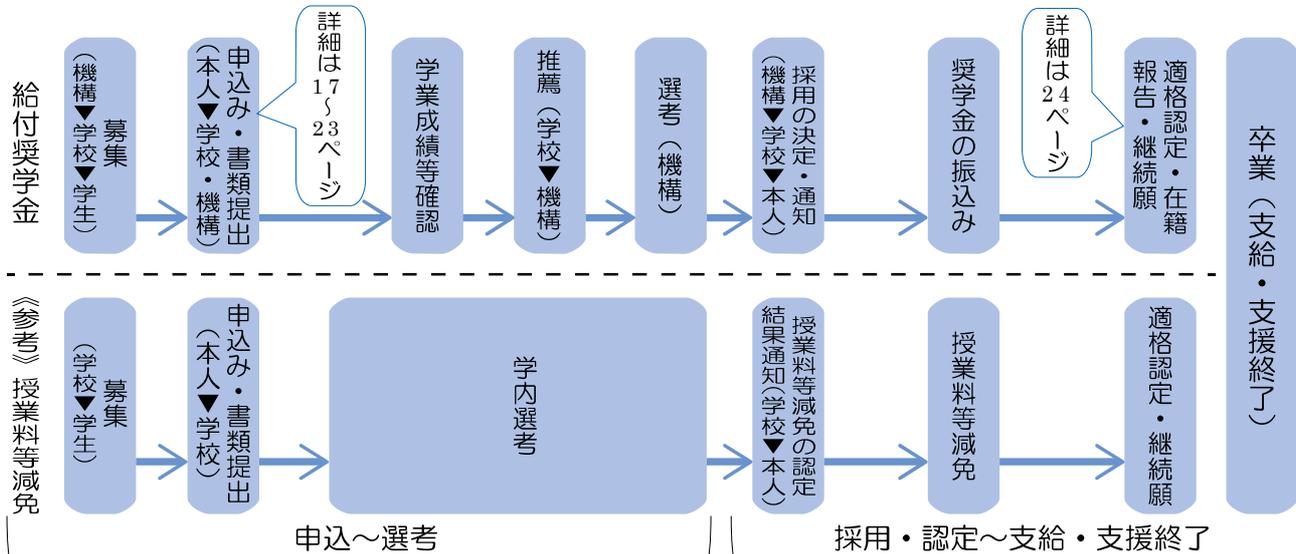
あなたと生計維持者の収入や資産を確認して支援対象かどうか決まります。生計維持者とは、原則は父母両方、父母ともいない場合は代わって生計を維持している主たる人となります（詳細は9～12ページ）。

※授業料等減免と給付奨学金で同一の考え方です。

## 申込みにはどのような書類が必要ですか？

給付奨学金の申込みはインターネット（スカラネット）で行います。ただし、あなたと生計維持者のマイナンバー関係書類と「給付奨学金確認書」（一部該当者は別途証明書類を含む）については、これとは別に紙による提出が必要となります（詳細は17～18ページ）。

## ●申込みから支給・支援終了までの流れ



給付奨学金制度

申込手順等

スカラネット入力下書き用紙

採用後の手続き

# 第Ⅰ部 給付奨学金制度

## 1 募集時期

原則、毎年春（一次採用）及び秋（二次採用）に在学を通過して奨学生の募集を行います。申込締切日を在学に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください（申込締切期限は裏表紙の「おぼえ書き」に記入してください）。なお、給付奨学金（家計急変採用）と給付奨学金（春・秋の在学採用）を並行して申し込むことはできません。また、既に給付奨学金（家計急変採用）の奨学生となっている人も、給付奨学金（春・秋の在学採用）に申し込むことはできません。

## 2 対象機関（確認大学等）

下表で支給対象としている国内の学校種別・課程のうち、国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校（確認大学等）の学生等が支給対象です。

◎国又は地方公共団体から対象となることの確認を受けた学校の一覧

[https://www.mext.go.jp/kyufu/support\\_tg.htm](https://www.mext.go.jp/kyufu/support_tg.htm)



（表内の記号の意味）・・・○：支給対象 ×：支給対象外 △：表下（※2）を参照

| 学校種別・課程 |               | 支給の可否 | 備考   |
|---------|---------------|-------|--|
| 大学      | 学部・学科         | ○     |  |
|         | 通信教育課程        | ○     |  |
|         | 専攻科・別科（※1）    | ×     |  |
| 短期大学    | 学科            | ○     |  |
|         | 通信教育課程        | ○     |  |
|         | 専攻科（※2）       | △     | 認定専攻科のみ対象。<br>本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること（※4）。 |
|         | 別科            | ×     |  |
| 高等専門学校  | 4・5年生         | ○     |  |
|         | 専攻科（※2）       | △     | 認定専攻科のみ対象。<br>本科卒業（修了）から専攻科への入学が1年以内であること（※4）。 |
| 専修学校    | 専門課程（上級学科を含む） | ○     |  |
|         | 通信教育課程        | ○     |  |

※1 大学の専攻科、別科は支給対象外です。

※2 短期大学及び高等専門学校の専攻科は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の認定を受けた専攻科（「認定専攻科」といいます。）に在籍している人に限り支給対象となります。

●令和4年度版 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が認定した短期大学・高等専門学校専攻科一覧

[https://www.niad.ac.jp/n\\_gakui/application/senkouka.html](https://www.niad.ac.jp/n_gakui/application/senkouka.html)

※3 職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する長期履修課程に在学している人（長期履修学生）については、通常課程の修業年限に相当する期間のみの支給となります。

※4 本科卒業後、研究生等として引き続き学校に在籍する場合においても、認定専攻科で給付奨学金の支給対象となるのは、本科卒業（修了）から認定専攻科への入学が1年以内の者となります（研究生卒業（修了）からではありません）。

### 3 支援要件及び選考基準

2023年度に支給対象校に在学している人で、以下の(1)～(4)のいずれにも該当する人が支給対象となります。なお、給付奨学生採用後に要件・基準を満たしていないことが判明した場合には、採用を取り消すとともに、振込済の奨学金の全額を速やかに返金していただくことになります。過去に機構の給付奨学金(2019年度以前から受給のものを除く)の支給を受けたことがある人は、16ページを参照してください。

#### (1) 大学等への入学時期等に関する要件

以下①～③のいずれかに該当する人のみ申し込むことができます。

- ① 高等学校等(※1)を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日(※2)までの期間が2年を経過していない人

※1 高等学校等とは、国内の高等学校(本科)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)及び専修学校の高等課程(修業年限が3年以上のもの)を指します(インターナショナルスクールや在外教育施設等の卒業者はここに含まれないため、7ページ③を参照)。

※2 現在在学する大学等に編入学又は転学した人は、編入学又は転学する前に在学していた学校に入学した日とします。なおこの場合、編入学又は転学する前に在学していた学校を卒業又は修了等した後1年以内に現在在学する大学等に編入学又は転学している必要があります。

ただし、学士を取得した後に、学士入学や学士編入学をした場合は、支給の対象とはなりません。

※3 ある専修学校専門課程を修了してから別の専門課程の学科へ入学した人は、高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から当該学科へ進学する日までの期間が2年を経過していない場合に限り(ひとつ目の専門課程で支給を受けていないことが前提です)。

※4 大学等を一旦退学した者が別の大学等へ再入学した場合は、高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から別の大学等へ再入学するまでの期間が2年を経過していない人となります。

◎例えば、以下のような人が対象となります。

- 2021年3月に高等学校等を卒業 → 2023年度末までに大学等へ入学した人  
(2024年4月以降に進学する人は対象外です)
- 2019年3月に高等学校等を卒業 → 2021年度末までにA短期大学へ入学し、  
A短期大学を卒業後1年以内にB大学へ編入学した人
- 2021年3月に高等学校等を卒業 → 2023年3月にA専修学校専門課程を修了し、2023年度末までにB専修学校専門課程に入学した人  
※ただし、A専修学校で機構の給付奨学金の支援を受けていた場合は、支給の対象とはなりません。

- ② 高等学校卒業程度認定試験(以下「認定試験」といいます。)の受験資格を取得した年度(16歳となる年度)の初日から認定試験に合格した日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない人(5年を経過していても、毎年度認定試験を受験していた人は含みます)で、かつ認定試験に合格した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人

◎例えば、以下のような人が対象となります。

- 16歳となる2018年度から5年を経過していない2020年度に認定試験に合格し、2023年度末までに大学等へ入学した人
- 16歳となる2013年度から5年以上経過した2020年度に認定試験に合格し、2023年度末までに大学等へ入学した人(5年経過後の2018年度、2019年度ともに認定試験を受験していることが必要)

**③ 以下のa～cのいずれかに該当する人（その他、外国の学校教育の課程を修了した人など）**

**a 学校教育法施行規則第150条に該当する高等学校等を卒業した人と同等以上の学力があると認められる以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、それに該当することとなった日の属する年度の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人**

(ア) 外国において学校教育における12年の課程を修了した人又はこれに準ずる人で文部科学大臣の指定したもの

(イ) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人

(ウ) 文部科学大臣の指定した人

◎上記(ア)について、例えば以下のような人が対象となります。

- ・外国の学校で18歳となる2020年度に12年の課程を修了し、2023年度末までに大学等へ入学した人

**b 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）に在学しなくなった日の翌年度の末日から、大学等へ入学した日までの期間が2年を経過していない人**

(ア) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる大学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(イ) 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学した人であって、当該者をその後に入学させる専修学校において、高等学校を卒業した人に準ずる学力があると認めたもの

◎上記(ア)について、例えば以下のような人が対象となります。

- ・高校2年生の17歳（2018年度）で「飛び入学」によりA大学へ入学したが、19歳（2020年度）の時にA大学を退学した人が、2019年度の末日から2年の間（2021年度末まで）に別のB大学へ入学した場合

※ なお、高校2年生の17歳（2021年度）で「飛び級」により大学等へ入学した人は対象となります。

**c 学校教育法施行規則第150条又は第183条に規定する以下のいずれかに該当する者として入学した人であって、入学した日が20歳に達した日の属する年度の翌年度の末日までのもの**

(ア) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した者と同等以上の学力があると認められた人であって、18歳に達したもの

(イ) 専修学校において、個別の入学資格審査により、高等学校等を卒業した人に準ずる学力があると認められた人であって、18歳に達したもの

◎上記(イ)について、例えば以下のような人が対象となります。

- ・17歳となる2019年度に専修学校高等課程（2年間）を修了後、準看護師として3年間勤務（2022年度まで）した後に、個別の入学資格審査によって21歳となる2023年度に専修学校専門課程（3年課程）へ入学した人

## (2) 学業成績等に係る基準

学業成績等に係る基準は **表1** のとおり在学している年数に応じて基準が異なります。

ただし、この基準に該当する場合であっても、在学中の学業成績等が **表2** の1.～3. のいずれかに該当する場合は、支給対象外となります。

**表1**

| 在籍年数                                 | 学業成績等に係る基準   |
|--------------------------------------|--|
| 入学後1年を経過していない人<br>(2022年度秋入学<br>者含む) | 次の①～③のいずれかに該当すること。<br>① 高等学校等における評定平均値が3.5以上であること、又は、入学者選抜試験の成績が入学者の上位1/2の範囲に属すること<br>② 高等学校卒業程度認定試験の合格者であること<br>③ 将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書等により確認できること  |
| 入学後1年以上を経過した人                        | 次の①、②のいずれかに該当すること。<br>① GPA（平均成績）等が在学する学部等における上位1/2の範囲に属すること<br>② 修得した単位数が標準単位数以上であり、かつ、将来、社会で自立し、活躍する目標を持って学修する意欲を有していることが、学修計画書により確認できること<br>※採用基準となるGPA、修得単位数はともに「入学時から前年度（前学年）末までの累積」によって判定されます。高等専門学校5年次に在籍中の場合、「4年次」の修了時の成績により判定されます（1～3年次までの成績は含みません）。<br>※標準単位数以上でないことについて、災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められる場合には、修得単位数が標準単位数未満であっても、学修意欲を有することが確認できれば、この基準を満たすこととなります。 |

(注1) 編入学や転学をしている場合は、編入学前や転学前の学校に入学してからの年数の基準で判定されます。

(注2) 入学から1年を経過している人が、入学1年目に大学等から認められた正規の手続きにより「休学」した期間があることにより、入学1年目の成績判定がなされなかった場合は、「入学後1年以上を経過した人」の基準で判定されます。

**表2**

1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。
2. 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数）の合計数が標準単位数の5割以下であること。
3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。

(注1) 上記1.～3. のいずれかに当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由があると認められる場合は、支給対象となり得ます。その場合は、在学に相談してください。

(注2) 編入学や転学をしている場合、編入学前や転学前の学校で上記1.～3. のいずれかの基準に当てはまる場合は採用となりません。

(注3) 判定においては、最新の情報により判定することになりますが、修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

### ⚠ 重要

学修計画書の詳細については、学校に確認してください。

採用された場合も、その後の学業成績などによっては、支給が打ち切りになることがあります。（24ページ参照）  
給付奨学生としての自覚をもって勉学や学生生活に取り組んでください。

### (3) 家計に係る基準

#### ① 収入・所得の上限額の目安

収入基準は、提出されたマイナンバー等であなたと生計維持者の住民税情報を取得し判定を行います。実際の世帯構成、障がい者の有無、各種保険料の支払い等は各世帯により異なるため、下表はあくまでも目安として利用してください。家計基準について詳細に確認されたい場合は、10ページの【参考：収入基準を満たすかどうかを確認する方法】を参照してください。

(単位:万円)

| 世帯人数 | 想定する世帯構成                  | (★)が給与所得者の世帯<br>(年間の収入金額) |                  |                  | (★)が給与所得者以外の世帯<br>(年間の所得金額) |                  |                  |
|------|---------------------------|---------------------------|------------------|------------------|-----------------------------|------------------|------------------|
|      |                           | 第Ⅰ区分                      | 第Ⅱ区分             | 第Ⅲ区分             | 第Ⅰ区分                        | 第Ⅱ区分             | 第Ⅲ区分             |
| 2人   | あなた、親①(ひとり親)(★)           | 229                       | 332              | 402              | 144                         | 212              | 272              |
| 3人   | あなた、親①(ひとり親)(★)、高校生       | 289                       | 391              | 457              | 182                         | 257              | 311              |
| 4人   | あなた、親①(★)、親②(無収入)、高校生     | 295                       | 395              | 461              | 196                         | 277              | 348              |
| 4人   | あなた、親①(★)、親②(給与所得者)、高校生   | 親①:295<br>親②:115          | 親①:336<br>親②:155 | 親①:409<br>親②:155 | 親①:179<br>親②:115            | 親①:205<br>親②:155 | 親①:262<br>親②:155 |
| 5人   | あなた、親①(★)、親②(パート)、高校生、中学生 | 親①:321<br>親②:100          | 親①:395<br>親②:100 | 親①:461<br>親②:100 | 親①:217<br>親②:100            | 親①:277<br>親②:100 | 親①:353<br>親②:100 |

(注1) 給与を受けている場合は、年間の収入金額(源泉徴収票における「支払金額」欄)、商店・農業等自営業を営んでいる場合は、年間の所得金額(確定申告書における「所得金額」)の目安となります。

(注2) 表中の数字はあくまでも目安です。目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても支給対象とならない場合があります。

(注3) 2023年4月に申し込む場合、あなたが当年の1月1日時点で20～23歳であり、あなたに市町村民税が課税される程度の収入(所得)がないものとして計算しています。

(注4) 2023年4月に申し込む場合、親①が2021年中にひとり親であった場合の目安となります。

「収入基準」については、機構のホームページに掲載している「進学資金シミュレーター」(右のQRコード)で、あなたの世帯構成で収入基準に該当するかおよその目安として確認できますので、是非ご利用ください。



#### ② 収入基準・資産基準

次の「収入基準」及び「資産基準」のいずれにも該当する必要があります(該当しない人は採用されません)。

##### 【収入基準】

収入については、提出されたマイナンバーにより2021年(1月1日～12月31日)の収入に基づく2022年度住民税情報により算出された支給額算定基準額が下表に該当するか判定します(二次採用(秋)では2022年(1月1日～12月31日)の収入に基づく2023年度住民税情報で判定を行います)。

| 支援区分 | 収入基準  |
|------|---|
| 第Ⅰ区分 | あなたと生計維持者の市町村民税所得割が非課税であること(※1)                   |
| 第Ⅱ区分 | あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が100円以上25,600円未満であること    |
| 第Ⅲ区分 | あなたと生計維持者の支給額算定基準額(※2)の合計が25,600円以上51,300円未満であること |

(※1) ふるさと納税、住宅ローン等の税額控除等の適用を受けている場合、各区分に該当しない場合があります。

(※2) 支給額算定基準額 $\star 1$ =課税標準額 $\times 6\%$ -(市町村民税調整控除額+市町村民税調整額) $\star 2$ (100円未満切り捨て)

★1 市町村民税所得割が非課税の人は、(※1)の場合を除き、この計算式にかかわらず、支給額算定基準額が0円となります。

★2 政令指定都市に対して市民税を納税している場合は、(市町村民税調整控除額+市町村民税調整額)に3/4を乗じた額となります。

(※3) 給付奨学金利用(希望)者本人が早生まれの場合に、同じ年度で同じ学年の早生まれでない者と扶養控除の取扱いが同じになるよう家計基準の審査を行います。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/hayaumare.html>

## 【参考：収入基準を満たすかどうかを確認する方法】

収入基準を満たすかどうかを申込前の段階で確認したい場合、以下の2通りの方法があります※。

## (1) 「進学資金シミュレーター」を使う

前項で紹介されている「進学資金シミュレーター」で、手軽に把握することができます。

## (2) 課税証明書を使って自分で試算する

市町村役場で取得できる課税証明書（自治体によっては所得証明書）を用いて、自分で支給額算定基準額を試算することができます。課税証明書と同様の情報は、マイナポータルでも取得できます。

## ○ 試算方法

| 令和4年度(令和3年分) 市・県民税 所得・課税証明書(例) |  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
|--------------------------------|--|---------------------|-------------|--------|-----|------|-----|--------|-------------|------|-----|---------|-----|--------|--|---------|---|---------|-----|---------|-----|--------|-----|--------|-----|---------|-----|-------|-----|-----|-----|------|-----|-------|--|-----|-----|-----|-----|------------|-----|-------|-----------|-------|-----|-------|-----|-----------|-----|-------|-----------|---------|-----------|----------|-----|--------|--|------|---|-----|----------|-----|----------|-----------|--|---------|---------------------------|--------|-------------------|---------|-------------------------|--------------|---------|---------|-----------------|----------|---------|---------|-----------------|--------|--|-------|-----------|---------|-------------------|------|---------|------|-------------------|---------|---------------------------|------|-----------------|-------|----------|
| 納税義務者                          |  | 住所 ■■■県▲▲市市谷本村町10-7 | 第 〇〇〇 号     |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 氏名 機構 次郎 ②                     |  | 生年月日                | 昭和42年6月1日   |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 合計所得金額                         | 2,487,200 円  | 所得控除合計額             | 1,558,050 円 |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 所得の内訳                          | <table border="1"> <tr><td>給与所得</td><td>2,487,200 円</td></tr> <tr><td>雑所得</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>事業所得</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>不動産所得</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>譲渡所得</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>一時所得額</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>【以下余白】</td><td></td></tr> </table> | 給与所得                | 2,487,200 円 | 雑所得    | 0 円 | 事業所得 | 0 円 | 不動産所得  | 0 円         | 譲渡所得 | 0 円 | 一時所得額   | 0 円 | 【以下余白】 |  | 所得控除の内訳 | <table border="1"> <tr><td>控除対象配偶者</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>配偶者特別控除</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>特定扶養親族</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>老齢扶養親族</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>その他扶養親族</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>特別障害者</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>障害者</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>本人該当</td><td>0 人</td></tr> <tr><td>控除の内訳</td><td></td></tr> <tr><td>雑所得</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>医療費</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>小規模企業共済等掛金</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>社会保険料</td><td>568,050 円</td></tr> <tr><td>生命保険料</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>地震保険料</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>16歳未満扶養親族</td><td>1 人</td></tr> <tr><td>課税標準額</td><td>929,000 円</td></tr> <tr><td>課税総所得金額</td><td>929,000 円</td></tr> <tr><td>課税山林所得金額</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>【以下余白】</td><td></td></tr> </table> | 控除対象配偶者 | 1 人 | 配偶者特別控除 | 0 円 | 特定扶養親族 | 0 人 | 老齢扶養親族 | 0 人 | その他扶養親族 | 0 人 | 特別障害者 | 0 人 | 障害者 | 0 人 | 本人該当 | 0 人 | 控除の内訳 |  | 雑所得 | 0 円 | 医療費 | 0 円 | 小規模企業共済等掛金 | 0 円 | 社会保険料 | 568,050 円 | 生命保険料 | 0 円 | 地震保険料 | 0 円 | 16歳未満扶養親族 | 1 人 | 課税標準額 | 929,000 円 | 課税総所得金額 | 929,000 円 | 課税山林所得金額 | 0 円 | 【以下余白】 |  | 市県民税 | <table border="1"> <tr><td>市民税</td><td>74,320 円</td></tr> <tr><td>県民税</td><td>18,580 円</td></tr> <tr><td>税額控除前所得割額</td><td></td></tr> <tr><td>(税源移譲前)</td><td>( 55,740 円 ) ( 37,160 円 )</td></tr> <tr><td>税調整控除額</td><td>③ 6,000 円 1,500 円</td></tr> <tr><td>(税源移譲前)</td><td>( 4,500 円 ) ( 3,000 円 )</td></tr> <tr><td>住宅借入金等特別税控除額</td><td>0 円 0 円</td></tr> <tr><td>(税源移譲前)</td><td>( 0 円 ) ( 0 円 )</td></tr> <tr><td>寄附金税額控除額</td><td>0 円 0 円</td></tr> <tr><td>(税源移譲前)</td><td>( 0 円 ) ( 0 円 )</td></tr> <tr><td>【以下余白】</td><td></td></tr> <tr><td>税額調整額</td><td>③ 0 円 0 円</td></tr> <tr><td>減免前所得割額</td><td>68,300 円 17,000 円</td></tr> <tr><td>減免税額</td><td>0 円 0 円</td></tr> <tr><td>所得割額</td><td>68,300 円 17,000 円</td></tr> <tr><td>(税源移譲前)</td><td>( 51,200 円 ) ( 34,100 円 )</td></tr> <tr><td>均等割額</td><td>4,000 円 1,000 円</td></tr> <tr><td>市県民税額</td><td>90,300 円</td></tr> </table> | 市民税 | 74,320 円 | 県民税 | 18,580 円 | 税額控除前所得割額 |  | (税源移譲前) | ( 55,740 円 ) ( 37,160 円 ) | 税調整控除額 | ③ 6,000 円 1,500 円 | (税源移譲前) | ( 4,500 円 ) ( 3,000 円 ) | 住宅借入金等特別税控除額 | 0 円 0 円 | (税源移譲前) | ( 0 円 ) ( 0 円 ) | 寄附金税額控除額 | 0 円 0 円 | (税源移譲前) | ( 0 円 ) ( 0 円 ) | 【以下余白】 |  | 税額調整額 | ③ 0 円 0 円 | 減免前所得割額 | 68,300 円 17,000 円 | 減免税額 | 0 円 0 円 | 所得割額 | 68,300 円 17,000 円 | (税源移譲前) | ( 51,200 円 ) ( 34,100 円 ) | 均等割額 | 4,000 円 1,000 円 | 市県民税額 | 90,300 円 |
| 給与所得                           | 2,487,200 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 雑所得                            | 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 事業所得                           | 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 不動産所得                          | 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 譲渡所得                           | 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 一時所得額                          | 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 【以下余白】                         |  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 控除対象配偶者                        | 1 人  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 配偶者特別控除                        | 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 特定扶養親族                         | 0 人  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 老齢扶養親族                         | 0 人  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| その他扶養親族                        | 0 人  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 特別障害者                          | 0 人  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 障害者                            | 0 人  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 本人該当                           | 0 人  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 控除の内訳                          |  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 雑所得                            | 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 医療費                            | 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 小規模企業共済等掛金                     | 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 社会保険料                          | 568,050 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 生命保険料                          | 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 地震保険料                          | 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 16歳未満扶養親族                      | 1 人  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 課税標準額                          | 929,000 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 課税総所得金額                        | 929,000 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 課税山林所得金額                       | 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 【以下余白】                         |  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 市民税                            | 74,320 円   |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 県民税                            | 18,580 円   |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 税額控除前所得割額                      |  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| (税源移譲前)                        | ( 55,740 円 ) ( 37,160 円 )  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 税調整控除額                         | ③ 6,000 円 1,500 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| (税源移譲前)                        | ( 4,500 円 ) ( 3,000 円 )  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 住宅借入金等特別税控除額                   | 0 円 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| (税源移譲前)                        | ( 0 円 ) ( 0 円 )  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 寄附金税額控除額                       | 0 円 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| (税源移譲前)                        | ( 0 円 ) ( 0 円 )  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 【以下余白】                         |  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 税額調整額                          | ③ 0 円 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 減免前所得割額                        | 68,300 円 17,000 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 減免税額                           | 0 円 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 所得割額                           | 68,300 円 17,000 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| (税源移譲前)                        | ( 51,200 円 ) ( 34,100 円 )  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 均等割額                           | 4,000 円 1,000 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 市県民税額                          | 90,300 円   |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 収入の内訳                          | <table border="1"> <tr><td>給与収入</td><td>3,787,000 円</td></tr> <tr><td>公的年金収入</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>繰越控除</td><td>0 円</td></tr> <tr><td>総所得金額等</td><td>2,487,200 円</td></tr> <tr><td>【備考】</td><td></td></tr> </table>  | 給与収入                | 3,787,000 円 | 公的年金収入 | 0 円 | 繰越控除 | 0 円 | 総所得金額等 | 2,487,200 円 | 【備考】 |     | 課税標準の内訳 |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 給与収入                           | 3,787,000 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 公的年金収入                         | 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 繰越控除                           | 0 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 総所得金額等                         | 2,487,200 円  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |
| 【備考】                           |  |                     |             |        |     |      |     |        |             |      |     |         |     |        |  |         |   |         |     |         |     |        |     |        |     |         |     |       |     |     |     |      |     |       |  |     |     |     |     |            |     |       |           |       |     |       |     |           |     |       |           |         |           |          |     |        |  |      |   |     |          |     |          |           |  |         |                           |        |                   |         |                         |              |         |         |                 |          |         |         |                 |        |  |       |           |         |                   |      |         |      |                   |         |                           |      |                 |       |          |

上記について相違ないことを証明する。 令和5年4月1日 ■■■県▲▲市長 機構 次郎 印

- ・上記の証明書の例は特定の自治体のもものではありません。自治体により、書式や記載事項は異なります。
- ① 証明書の年度は、令和4年度（令和3年分）【2022年度（2021年分）】が必要です。ただし、二次採用（秋）で申し込む場合は、令和5年度（令和4年分）【2023年度（2022年分）】を使います。
- ② 証明書は、申込者本人と生計維持者全員分の情報が必要です（最大3名分）。
- ③ 以下により支給額算定基準額を算定します。  

$$\text{支給額算定基準額} = \text{課税標準額} \times 6\% - (\text{市町村民税調整控除額} + \text{市町村民税調整額})^*$$

(100円未満切り捨て)

  - ★ 住所が政令指定都市である場合、(市町村民税調整控除額+市町村民税調整額)に3/4を乗じます。
  - ★ 地方税法の定めにより市町村民税所得割が課税されない場合、上記の計算によらず、支給額算定基準額は0円になります。
  - ★ 課税標準額の記載がない場合、課税証明書中の「課税〇〇所得金額」(分離課税によるものも含む。)の合計額が課税標準額です(ふるさと納税、住宅ローン控除等は、支給額算定基準額に影響しません)。
- 上記の例を用いた具体的な計算方法(「▲▲市」は政令指定都市とします)。  
 上記③により計算すると、支給額算定基準額は51,200円(929,000円×6%-(6,000円+0円)×3/4=51,200円から100円未満を切り捨て)です。この計算を申込者本人と生計維持者各人について行い、合計した金額で収入基準が判定されます。

※ 機構は、シミュレーション結果又はご自身で試算された結果と選考結果との相違について、一切の責任を負いません。

収入基準の選考は、機構が取得した税情報をもとに機械的に行います。このため、シミュレーション結果やご自身で試算された結果が支援の対象外であっても、実際の選考では対象となる場合もあります。逆に支援の対象となるような試算結果となっても、実際の選考では対象にならない場合もあります。

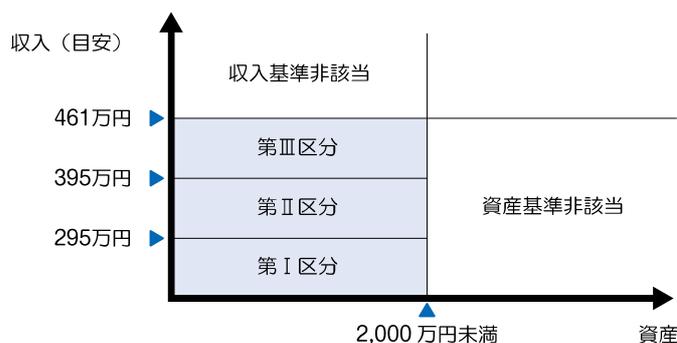
## 【資産基準】

申込日時点のあなたと生計維持者の資産額の合計が下表の基準額未満であること（基準額以上の場合は、支給対象となりません）。

| 生計維持者の人数 | 基準額（あなたと生計維持者の資産額の合計） |
|----------|-----------------------|
| 2人の場合    | 2,000万円未満             |
| 1人の場合    | 1,250万円未満             |

### <参考> 【収入と資産について（イメージ）】

9ページ表中の4人世帯（生計維持者が2人）の場合



※収入が461万円以内であっても資産が2,000万円以上の場合は、資産基準を満たさないため、支援対象外となります。  
 ※上表の収入については目安のため、資産が2,000万円未満、収入が461万円以内であっても、支援対象外となる場合があります。

## 重要

対象となる資産の範囲は以下のとおりです。土地・建物等の不動産は対象になりません。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできません。

- 現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）  
 ※退職金も含まれます。
- 預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）  
 ※有価証券や投資信託は時価で換算してください。
- 満期や解約により現金化した保険  
 ※満期・解約前の掛け金は含みません。また、貯蓄型生命保険や学資保険も含みません。

### ③ 生計維持者の考え方

生計維持者とは、原則あなたの父母（父母ともいない場合は代わって生計を維持している主たる人）です。

下表に生計維持者となる人の例を示しますが、**詳細は機構のホームページに掲載の「生計維持者について」「生計維持者に係るQ&A」を確認してください。**

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei\\_izisha.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/seikei_izisha.html)



| I 父母ともにいる場合（例）             |  | 生計維持者   |
|----------------------------|--|---|
| 1                          | 父母と同居・別居（一人暮らし）                                | 父母（2名）<br>※父母が無職無収入の場合でも生計維持者となります。<br>※以下のような場合でも父母（2名）が生計維持者となります。                                      |
| 2                          | 父母どちらか又は両方が海外赴任・単身赴任                           | ・あなた自身のアルバイト収入で生計を立てている場合<br>・父母と離れて暮らす社会人の兄と同居している場合 等   |
| II 父母が離婚調停中（例）             |  | 生計維持者   |
| 1                          | 父母が離婚調停中                                       | 父母（2名）<br>※離婚調停中でも原則は父母となります。   |
| 2                          | 父母が離婚調停中（父又は母は別居しており、一切の支援を得られない）              | あなたの生活を支援する父又は母（1名）   |
| III 父母が離婚（例）               |  | 生計維持者   |
| 1                          | 父母が離婚し、父又は母（いずれか一方）と同居している                     | 原則父母（2名）<br>※あなたと別居している父又は母から一切の支援を得られないなど別生計となっている場合は、 <u>日常的に学費・生活費を負担している父又は母（1名）を生計維持者とすることができます。</u> |
| 2                          | 父母が離婚後、再婚（事実婚含む）している                           | 父又は母と再婚相手（2名）   |
| IV 父母と死別又は意識不明（例）          |  | 生計維持者   |
| 1                          | 父又は母と死別（再婚していない）                               | 左記に該当しない父又は母（1名）  |
| 2                          | 父母と死別し、親族から支援を受けながら一人暮らしをしている                  | 主に支援をしている親族（1名）<br>※支援をしている人が複数人であっても、主に生計を維持している1名となります。   |
| 3                          | 父又は母が意識不明（精神疾患含む）により意思疎通ができない                  | 意思疎通できる父又は母（1名）<br>※意思疎通ができない父又は母は生計維持者に含みません。  |
| V あなたが生計維持者となる場合（独立生計者）（例） |  | 生計維持者   |
| 1                          | 社会的養護を必要とし、18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親に養育されていた | あなた（1名）<br>※左記に該当する場合、父母の有無にかかわらず、あなた（1名）が生計維持者となります。   |
| 2                          | あなたが結婚しており、あなたが納税手続きにおいて配偶者を扶養している             | あなた（1名）   |

- (注1) 生計維持者としてスカラネットで入力した人物についてマイナンバー及び必要な証明書類を提出する必要があります。  
(マイナンバー提出書の人物とスカラネットで入力した人物は必ず一致する必要があります。)
- (注2) 無職（専業主婦（夫））や扶養されている場合でもマイナンバー及び必要な証明書類を提出する必要があります。  
※マイナンバーでの情報取得等については9ページ及び23ページを参照してください。
- (注3) 生計維持者が1人（独立生計者を含む）である場合、事実関係が確認できる証明書の提出を求められる場合があります。
- (注4) 社会的養護を必要とする人は、そのことを証明する書類を提出してください。  
※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」でも可能です（所定様式を希望する場合は、在学部に相談してください）。
- (注5) 生計維持者を誤って申告して採用された場合、採用が取り消されることがあります。

#### (4) 在留資格等に関する要件（日本国籍でない場合）

外国籍の人は、**在留資格等**によっては申込みができない場合があります。

申込みを行う際は、「在留資格」及び「在留期限（在留期間の満了日）」を申告し、支給対象となる在留資格であることの証明書を提出する必要があります（※1）。

| 国籍    | 在留資格等（※2）   | 提出書類   |
|-------|---|--|
| 日本国以外 | 法定特別永住者（※3）<br>永住者<br>日本人の配偶者等<br>永住者の配偶者等<br>定住者（※4） | ・「在留カード」（コピー）<br>・「特別永住者証明書」（コピー）<br>・「住民票の写し」（原本）<br>等、 <b>在留資格・在留期間が明記</b> （※1）されているもの（いずれか1点） |
|       | 上記以外（「留学」、「家族滞在」等）                                    | 支給の対象となりません  |

（※1） 申込日時点で在留期間が経過している場合でも申込みはできますが、在留期間の延長が認められたことを証明する書類の提出が必要です。在留期間の延長が確認できるまで、給付奨学金の選考・採用は保留（一定期間経過後は不採用）となります。

なお、法定特別永住者又は永住者は、提出書類に在留期間が記載されている必要はありません。

（※2） 在留資格は「出入国管理及び難民認定法」（昭和26年政令第319号）によるものです。

（※3） 法定特別永住者は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（平成3年法律第71号）によるものです。

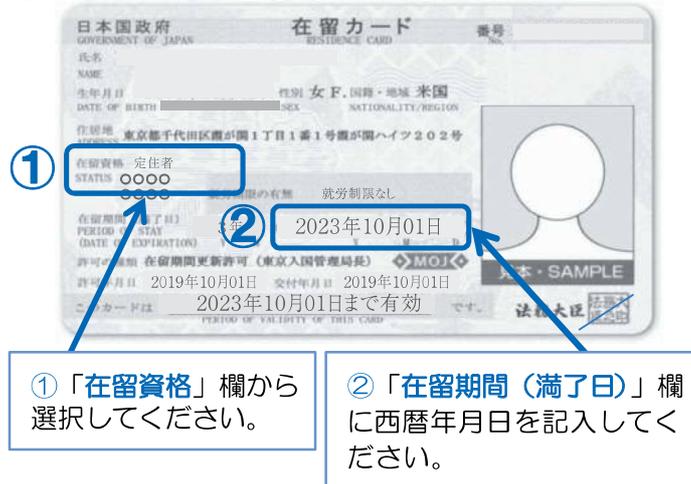
（※4） 「定住者」について、永住者又は永住者の配偶者等に準すると当該者の在学校の長が認めたと者に限ります。将来永住する意思のない人は、支給対象となりません。また、申込資格のない在留資格の者が「永住者」「定住者」への在留資格変更許可申請中の場合も、奨学金の支給を受けることができません。

### 重要

- ・ 在留資格の記載が上記（※2）以外の場合（「留学」、「家族滞在」等）は支給対象となりません。
- ・ 「法定特別永住者」及び「永住者」の人については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。

#### 《参考》

スカラネット入力下書き用紙への記入箇所 [3] ページ参照



## 4 支給金額

### (1) 一般の課程

給付奨学生として採用されてから正規の卒業時期まで、世帯の所得金額に基づく区分（第Ⅰ～Ⅲ区分：詳細は9ページを参照）に応じて、学校の設置者（国公立・私立）及び通学形態（自宅通学・自宅外通学）等により定まる下表の金額（月額）が、原則として毎月振り込まれます。なお、自宅通学・自宅外通学の取扱いは（注3）～（注6）を確認してください。

| 学校種・世帯の所得金額に基づく区分      |      | 国公立                  |         | 私立                   |         |
|------------------------|------|----------------------|---------|----------------------|---------|
|                        |      | 自宅通学                 | 自宅外通学   | 自宅通学                 | 自宅外通学   |
| 大学・短期大学・<br>専修学校（専門課程） | 第Ⅰ区分 | 29,200円<br>(33,300円) | 66,700円 | 38,300円<br>(42,500円) | 75,800円 |
|                        | 第Ⅱ区分 | 19,500円<br>(22,200円) | 44,500円 | 25,600円<br>(28,400円) | 50,600円 |
|                        | 第Ⅲ区分 | 9,800円<br>(11,100円)  | 22,300円 | 12,800円<br>(14,200円) | 25,300円 |
| 高等専門学校<br>(第4学年以上)     | 第Ⅰ区分 | 17,500円<br>(25,800円) | 34,200円 | 26,700円<br>(35,000円) | 43,300円 |
|                        | 第Ⅱ区分 | 11,700円<br>(17,200円) | 22,800円 | 17,800円<br>(23,400円) | 28,900円 |
|                        | 第Ⅲ区分 | 5,900円<br>(8,600円)   | 11,400円 | 8,900円<br>(11,700円)  | 14,500円 |

（注1）生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

（注2）独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

（注3）「自宅通学」とは、あなたが生計維持者（父母等）と同居している（又はこれに準ずる）状態のことをいいます（生計維持者が単身赴任等により一時的に別居している場合も自宅通学となります）。

（注4）「自宅外通学」とは、以下ア～オのいずれかに該当し、かつ、あなたが生計維持者のもとを離れて家賃を支払って生活している状態のことをいいます。ア～オに該当しないことや家賃を支払っていないことが判明した場合、自宅外月額が振り込まれていた場合でも自宅月額に変更されます。

（注5）**「自宅外通学」を選択する場合でも、当初は「自宅通学」の支給月額が振り込まれます。**自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」であることの証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、振込反映月に「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。

ただし、定められた期限までに不備のない書類提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、届出月から自宅外月額に変更します。

（注6）社会的養護を必要とする人を含む独立生計者が、居住にかかる費用（家賃）を支払いながら通学している場合は、学校までの通学距離・時間等にかかわらず「自宅外通学」の申請ができます。

- |   |
|---|
| <p>ア. 実家（生計維持者いずれもの住所）から大学等までの通学距離が片道60キロメートル以上（目安）</p> <p>イ. 実家から大学等までの通学時間が片道120分以上（目安）</p> <p>ウ. 実家から大学等までの通学費が月1万円以上（目安）</p> <p>エ. 実家から大学等までの通学時間が片道90分以上であって、通学時間帯に利用できる交通機関の運行本数が1時間当たり1本以下（目安）</p> <p>オ. その他やむを得ない特別な事情により、学業との関連で、実家からの通学が困難である場合</p> |
|---|

### (2) 通信教育課程

正規の卒業年度まで、本人と生計維持者の所得金額に基づく区分（9ページ）に応じて、授業形態（印刷教材、スクーリング、放送、メディア）、学校の設置者（国公立・私立）、通学形態（自宅通学・自宅外通学）にかかわらず、下表の金額（年額）が年1回振り込まれます。

| 区分   | （国立・公立・私立／自宅・自宅外共通） |
|------|---------------------|
| 第Ⅰ区分 | 51,000円             |
| 第Ⅱ区分 | 34,000円             |
| 第Ⅲ区分 | 17,000円             |

## 重要

「一般の課程」、「通信教育課程」のいずれにおいても、**あなたが**以下のいずれかの国費による給付金（※）を受けている間は、給付奨学金の支給金額が0円となります。申込みにあたってはハローワークや役所から**あなたが**受けている給付金がないか必ず確認の上該当があれば申告してください。

※国費による給付金とは、教育訓練支援給付金、訓練延長給付、技能習得手当及び寄宿手当、職業訓練受講給付金、高等職業訓練促進給付金、職業転換給付金を指します。

※**あなた自身ではなく、生計維持者が国費による給付金を受けている場合は、申告は不要です。**

### 【給付奨学金受給中の第一種奨学金の貸与月額（併給調整）】

給付奨学金又は高等教育の修学支援新制度による授業料減免を受けている人が併せて第一種奨学金の貸与を受ける場合、**給付奨学金の支援区分等に応じて第一種奨学金の貸与月額は下表のとおり調整されます。**この場合、貸与奨学金の申込時に選択した貸与月額及び貸与中の月額から減額又は増額（併給調整といいます）されることがあるので注意してください。また、給付奨学金が「自宅通学」の月額の場合、第一種奨学金も「自宅通学」の月額になります。なお、給付奨学金と第一種奨学金を希望して同月に新規採用となる場合や、併給調整後の振込額で精算処理（相殺）ができる場合は、機構にて併給調整を行います。精算処理ができない場合（調整後月額が0円の場合等）は返金手続きを行っていただく場合があります。

| 学校種別・給付奨学金の区分  |      | 国公立                                  |                     | 私立                           |         |
|----------------|------|--------------------------------------|---------------------|------------------------------|---------|
|                |      | 自宅通学                                 | 自宅外通学               | 自宅通学                         | 自宅外通学   |
| 大学             | 第Ⅰ区分 | 0円                                   | 0円                  | 0円                           | 0円      |
|                | 第Ⅱ区分 | 0円                                   | 0円                  | 0円                           | 0円      |
|                | 第Ⅲ区分 | 20,300円<br>(25,000円)                 | 13,800円             | 21,700円<br>(20,000円、30,300円) | 19,200円 |
| 短期大学           | 第Ⅰ区分 | 0円                                   | 0円                  | 0円                           | 0円      |
|                | 第Ⅱ区分 | 3,800円<br>(7,100円)                   | 0円                  | 0円                           | 0円      |
|                | 第Ⅲ区分 | 24,300円<br>(29,000円)                 | 17,800円             | 22,900円<br>(28,500円)         | 17,400円 |
| 高等<br>専門学校     | 第Ⅰ区分 | 7,900円<br>(5,600円)                   | 0円                  | 0円                           | 0円      |
|                | 第Ⅱ区分 | 20,200円<br>(20,700円)                 | 15,100円             | 0円                           | 0円      |
|                | 第Ⅲ区分 | 20,000円、32,500円<br>(20,000円、35,800円) | 20,000円、<br>33,000円 | 24,600円<br>(28,800円)         | 26,000円 |
| 専修学校<br>(専門課程) | 第Ⅰ区分 | 1,900円<br>(3,800円)                   | 0円                  | 0円                           | 0円      |
|                | 第Ⅱ区分 | 16,200円<br>(19,500円)                 | 0円                  | 0円                           | 0円      |
|                | 第Ⅲ区分 | 20,000円、30,500円<br>(20,000円、35,200円) | 24,000円             | 23,800円<br>(29,400円)         | 18,300円 |

（注1）生活保護（扶助の種類を問いません）を受けている生計維持者と同居している人及び社会的養護を必要とする人で児童養護施設等から通学し、「自宅通学」扱いの人は、上表のカッコ内の金額となります。

（注2）30,000円を超える月額設定のある区分においては、当該月額と20,000円とのいずれかを選択できます（2017年度以前入学者は、20,000円を選択できません）。

（注3）通信教育課程、夜間部（昼夜課程を除く）に在籍している人への貸与月額は、上表の金額とは別に定められた金額となります。詳細は機構ホームページに掲載している第一種奨学金の貸与月額表をご覧ください。

[https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo\\_1shu/kingaku/2019ikou.html](https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/taiyo/taiyo_1shu/kingaku/2019ikou.html)

（注4）上表の貸与月額にかかる機関保証料の目安は、機構ホームページに4月以降掲載予定です。

（注5）給付奨学金の申込時に「自宅外通学」を選択する場合、第一種奨学金も当初は「自宅通学」の月額の振込みとなります。自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」の書類審査完了後となります。「自宅外通学」の書類審査完了までに振り込まれた第一種奨学金の自宅月額は、自宅外月額へ変更となった月以降に返金が必要となる場合があります。

## 5 支給方法

給付奨学生であるあなた本人名義の口座に原則毎月振り込みます。奨学金の申込みまでに利用できる振込先の口座を開設しておいてください。

### 【取扱金融機関】

|      | 利用できる                                    | 利用できない  |
|------|--|---|
| 金融機関 | 日本国内の銀行(ゆうちょ銀行を含む)、信用金庫、労働金庫、信用組合(一部を除く) | 農協、信託銀行、外資系銀行、インターネット専門銀行(楽天銀行、PayPay銀行等)、その他一部の銀行(SBI新生銀行、あおぞら銀行、セブン銀行等) |
| 口座   | 本人名義の普通預金(通常貯金)口座                        | 本人以外の名義の口座、貯蓄預金口座、NISA口座、休眠口座   |

### 【奨学金振込日】

| 支給月 | 振込日   | 支給月 | 振込日   | 支給月    | 振込日   |
|-----|-------|-----|-------|--------|-------|
| 4月分 | 4月21日 | 5月分 | 5月16日 | 左記以外の月 | 毎月11日 |

(注1) 上表の振込日が土日祝日又は金融機関の休業日のときは前営業日となります。

(注2) 一次採用(春)で採用され、初回振込日が5月以降となる場合、4月分からその月の分までがまとめて振り込まれます(二次採用(秋)の場合は10月分からの支給となります)。

## 6 過去に給付奨学金を受けたことのある人の新規申込みの制限

**過去に給付奨学金(家計急変採用によるものを含む)を受けたことのある人は、新規申込みにより、2回目の支給を受けることはできません。**

(1) 制限の対象となるのは、2020年度から高等教育の修学支援新制度として実施している給付奨学金を受けたことがある人です。2019年度以前から機構の給付奨学金を受給している人は、新規申込み(切り替え)が可能です。

(2) 給付奨学金を受給している人が編入学・転学等した場合

給付奨学生が編入学、転学、転籍、専門学校を除く学校から専門学校の2年生以上へ入学、又は認定専攻科へ入学等(以下「編入学等」)した場合、所定の手続きにより、編入学等先の大学等の修業年限まで支給期間を延長(通算最大72か月まで)できます(編入学等時において支援要件を満たしている必要があります)。

ただし、これらに該当することにより支給の対象となり得るのは、前に在籍していた大学等に在籍しなくなった日から編入学等した日までの期間が1年を経過していない者に限られます。

(3) 過去に、以下のいずれかの理由により給付奨学生として認定を取り消された人は、給付奨学金を受けることができません。

- ・虚偽の申告や不正により給付奨学金の支援を受けた人
- ・24ページの表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに当てはまる人
- ・学校処分により退学・除籍・無期停学又は3か月以上の停学の処分を受けた人

## 7 認定の取消し

給付奨学生として採用後は、自己都合により採用を取り消すことはできません。ただし、給付奨学金と併給不可の他団体奨学金等に採用された場合は認定の取消しを願い出すことができます。

なお、採用後、申込情報に誤りがあることが判明した場合には、認定を取り消すことがあります。

## 8 その他

### 進学前離職者について

給付奨学金を希望する人のうち、進学する本人が家計を支えており、進学のために進学前1年以内に離職することにより世帯年収の減少が見込まれる場合は、申請書の提出により、進学する本人の所得を審査時に算入しない特例措置が適用されます。詳細は機構ホームページをご覧ください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/index.html>

## 第II部 申込手順等

### 1 申込みの流れ

申込みは、必要書類を在学期に提出した後、インターネット（「スカラネット」と呼んでいます）を通じて行います。書類の提出やスカラネットの入力に際しては、在学期から指定された期限までに行わなければなりません。

#### (1) 申込関係書類の受取り、「給付奨学金確認書」の作成

在学期から申込関係書類を受け取り、「給付奨学金確認書」を作成します。「給付奨学金確認書」の記載内容を確認のうえ、本人が記入・自署してください。

※ マイナンバー提出書に記載の「申込ID」を必ず記入してください。

#### (2) 「スカラネット入力下書き用紙」の記入、提出書類の準備

インターネットで申込みを行う際に入力が必要な情報をあらかじめ「スカラネット入力下書き用紙」に記入し、申込みに必要な書類を準備します。



給付奨学金確認書及びマイナンバー提出書に記載する生計維持者とスカラネットへ入力する生計維持者は、全て一致しなければなりません。一致しない場合は選考が遅れる場合があります。

#### (3) 申込書類を学校へ提出

定められた期限までに、18ページ記載の必要書類と「スカラネット入力下書き用紙」を在学期へ提出します。提出前に必要書類が不備なくととのっているか確認してください。

#### (4) 識別番号の受取

在学期での書類の確認が終わると、スカラネット入力に必要な識別番号（ユーザID・パスワード）が交付されます。同時に「スカラネット入力下書き用紙」が返却されます。

#### (5) スカラネットでの申込入力

「スカラネット入力下書き用紙」を見ながら、インターネットから正確に入力・送信します。

#### (6) スカラネット入力完了

入力完了後に表示される受付番号を「スカラネット入力下書き用紙」に転記してください。



#### (7) マイナンバーの送付

マイナンバー関係書類は、スカラネット入力完了後**1週間以内**に、学校ではなく、**直接機構に簡易書留で郵送**します。

### 【申込手続き完了】

## 2 必要書類と提出先の確認

書類によって提出先が異なることに注意してください。

※奨学金の申請時に提出した書類は返却しませんのでご留意ください。

| 必 要 書 類  | 概 要   | 提出先                              |   |
|--|---|----------------------------------|---|
| <b>【全員】</b><br>1. 「給付奨学金確認書」(原本)   | 機構の諸規程を確認のうえ遵守することを約束する書類<br>※2019年度以前から機構の給付奨学金を受給している人が2020年度から実施されている給付奨学金に採用されたときは、受給している給付奨学金を辞退することを承諾する旨記載があります。<br>※第一種奨学金を利用している人が給付奨学金に採用されたときは、貸与月額が調整されることを承諾する旨記載があります。  | 在学している学校                         |   |
| <b>【該当者のみ】</b><br>2. 「在留資格及び在留期間が明記されている証明書」   | 申込者本人(あなた)が外国籍の場合、受給可能な在留資格であることを示すために提出(13ページ参照)<br>・在留カード(コピー)<br>・特別永住者証明書(コピー)<br>・住民票の写し(原本)<br>等、在留資格・在留期間(※)が明記されているもの(いずれか1点)<br>※「法定特別永住者」及び「永住者」については、在留期間が記載された書類の提出は必要ありません。<br>※申込日時点で在留期限が経過している場合は上記書類に加え、延長申請中の書類(コピー)を在学に提出してください。 |                                  |   |
| <b>【該当者のみ】</b><br>3. 「施設等在籍証明書」(施設長発行)<br>「児童(里親)委託証明書」(児童相談所発行)<br>「措置解除決定通知書」(児童相談所発行)等(コピー可)  | 申込者本人(あなた)が18歳となる前日に児童養護施設等に入所していた又は里親による養育を受けていたことがわかる日付が記載された証明書類<br>※機構の所定様式「施設等在籍・退所証明書」(原本)でも可。  |                                  |   |
| <b>【該当者のみ】(採用後)</b><br>4. 「自宅外通学者であることを示す証明書」  | 生計維持者(※)と別居しており、かつ申込者本人(あなた)の居住に係る家賃を支払っていることを示す証明書類<br>・アパートの賃貸借契約書のコピー<br>・入寮証明書等<br>※独立生計者及び社会的養護を必要とする人も、同様に提出する必要があります。  |                                  |   |
| <b>【該当者のみ】</b><br>5. マイナンバーを提出できない申込者本人(あなた)・生計維持者の「課税証明書」及び「マイナンバーに代わる提出書類」(本人記入の様式、機構ホームページ掲載) | 申込者本人(あなた)・生計維持者が事情によりマイナンバーを提出できない場合   |                                  |   |
| <b>【該当者のみ】</b><br>6. 生計維持者の「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」等(様式は機構ホームページ掲載)                             | 生計維持者が海外に居住し、2022年度(2021年1月1日～12月31日)の住民税が課税されていない(2022年1月1日時点で国内に居住していない)場合<br>※二次採用(秋)では2023年度(2022年1月1日～12月31日)の住民税が課税されていない(2023年1月1日時点で国内に居住していない)場合   |                                  |   |
| <b>【全員】</b><br>7. マイナンバー関係書類   | 7-1. マイナンバー提出書  | 機構がマイナンバー及び地方税情報を利用すること等に同意する書類  | <b>日本学生支援機構</b><br>(注) 専用の封筒で、郵便局の窓口から簡易書留により直接郵送 |
|  | 7-2. 番号確認書類   | 申込者本人(あなた)及び生計維持者のマイナンバーが記載された書類 |   |
|  | 7-3. 身元確認書類   | 申込者本人(あなた)の身分証明書類                |   |

### 3 スカラネットによる申込み

在学校から指定された申込期限までに、「スカラネット入力下書き用紙」の内容を誤りがないよう入力してください(入力期限は裏表紙の「おぼえ書き」に記入してください)。送信した申込内容は原則として変更できません。

#### (1) スカラネットURLと入力可能時間

スカラネット URL <https://www.sas.jasso.go.jp/>

入力可能時間 8:00～25:00(24:00～25:00は翌日の受付扱い)

※土日祝日も入力可能です。 ※締切日の入力可能時間は8:00～24:00です。

※1画面あたり30分の時間制限があります。



#### (2) スカラネットの動作確認済み環境

[パソコン]

OS: Windows 10, 11

ブラウザ: Microsoft Edge

[モバイル端末]

OS: iOS 13以上, iPadOS 13以上, Android 8.0以上

ブラウザ: Mobile Safari, Android用モバイル版 Google Chrome

(注1) フィーチャーフォンには対応していません。

(注2) アップル社が販売している macOS を搭載するコンピュータについては未確認です。

#### (3) 文字入力

##### ① 使用不可な文字

氏名は原則、住民票の記載とおりに入力してください。ただし、次の(ア)～(ウ)の留意点があります。

(ア) 旧字体・異体字等は、機構のシステム上登録できない文字があります。この場合、常用字体・通用字体で表示されます(吉→吉、祐→祐、廣→廣 等)。

また、旧字体・異体字等の一部、対応できない文字があります。エラーとなり先に進めませんので、常用字体・通用字体で入力してください。対応する常用字体・通用字体がない場合は、ひらがなで入力してください。

(イ) 読み方を表す「カナ氏名」には、カタカナの「ヲ」は使用できません。「オ」と入力してください。

(ウ) 外国籍の人の氏名は、口座開設時に用いた住民票や在留資格証明書等の公的証明書類の記載をもとに、カタカナで入力してください。

・入力方法は下記②の(例)を参照してください。

・アルファベットの場合は使用できないため、カタカナに読み替えてください。

・(申込者本人のみ)銀行の振込口座が「名→姓」の順で登録されている場合には、例外的に振込口座に合わせて入力してください。

##### ② 文字数の制限(本人氏名欄、生計維持者欄)

「漢字氏名」欄は姓・名それぞれ**全角5文字**まで、「カナ氏名」欄は姓・名それぞれ**全角15文字**まで入力できます。

制限文字数を超える場合は、入力可能な文字数まで入力してください(名前が途切れていてもかまいません)。漢字氏名欄は途中で入力を止め、カナ氏名欄でフルネームを入力してください。

※全角漢字氏名欄に6文字以上入力すると、エラーになり先に進めません。

カナ氏名欄は15文字まで入力できますので、フルネームを入力してください。

(例) 奨学 トーマス 太郎

・漢字氏名欄 【姓】 奨学 【名】 トーマス太 (「郎」は切る)

・カナ氏名欄 【姓】 ショウガク 【名】 トーマスタロウ

(4) スカラネット初回ログイン ※画像は2023年1月現在のものであり、実際の画面と異なる場合があります。

奨学金申込みのためにスカラネットに初めてログインされる方は「〇奨学金の新規申込・進学届の提出」を、初回ログインが完了されている方は「〇ログイン（アカウント情報登録済みの人）」をクリックしてください。

● 奨学金の新規申込・進学届の提出

◆ 申込内容の選択

申込種別を選択してください

学約採用の申込 ……進学前に申し込む（進学先で奨学金を希望する）場合

在学採用の申込 ……進学後に申し込む（在学している学校で奨学金を希望する）場合

進学届の提出 ……学約採用の採用情報書に決定済で進学した場合

在学中の学校を選択してください

● 大学等 ……大学等（大学・短大・高等・専修専門）に在学している場合

大学院 ……大学院に在学している場合

法科大学院 ……法科大学院に在学している場合

短期留学 ……国内の学校に在学中に短期留学をする場合

申込画面へ

〇 ログイン（アカウント情報登録済みの人）

〇 返還免除内定制度の申込

識別番号入力

学校から交付された識別番号（ユーザIDとパスワード）を入力してください。

● 識別番号入力

あなたの識別番号（学校から交付されたユーザIDとパスワード）を入力してください。

(注) パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

ユーザID

パスワード

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

■ スカラネットにアクセス

ブラウザのアドレスバーに次のURLを入力し、「スカラネット」にアクセスします。 <https://www.sas.jasso.go.jp/>  
最初に「奨学金の新規申込・進学届の提出」を選択します。次に「在学採用の申込」、さらに「大学等」を選択します。その後、「申込画面へ」ボタンを押します。

■ 識別番号入力

別のウィンドウが開きます。学校から受け取った「識別番号」のユーザIDとパスワードを入力して、「次へ」ボタンを押します。

学種・申込選択

〇 奨学金学種（学校）・申込の選択

1. あなたはどの課程で奨学金を受けたいですか。  
大学

2. 申込み奨学金を選択してください。

(1) 定期採用（1次又は2次）

現在在学している大学での奨学金を申込みことができます。

(2) 学費免除採用（給付奨学金のみ）

生計維持に特定の事由が生じたことで学費免除、学費後の収入状況が住民税情報に反映される前に変更を要する場合のみ申込みことができます。

学校で申込資格を確認してください。

(3) 緊急採用・応急採用（貸与奨学金のみ）

過去1年以内に生計を維持している人が失業、転職、創業、倒産、死亡等又は火災、風水害等により学費免除が生じた人のみ申込みことができます。

学校で申込資格を確認してください。

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

奨学金申込・進学届の提出専用ページ

あなたの「奨学金学種」・「奨学金種別」・「採用情報」を入力してください。  
発行時刻は申請時から5分単位で経過してまいります。

日本学生支援機構

● ログイン

申込ID（ユーザID）を入力して、下の「次へ」ボタンを押してください。

● 提出ID ……「マイナンバー提出書」に印刷されている提出ID。または、初回ログイン時の情報から発行された申込IDを入力してください。

申込ID

提出ID

パスワード

提出IDとパスワードを入力した場合は、「ログインできない」ボタンを押してください。

次の画面に進みます。下の「次へ」ボタンを押してください。

次へ

申込IDとパスワードを入力した場合は、下の「ログインできない」ボタンを押してください。

ログインできない

(注) パスワード入力の際は全角・半角、大文字・小文字の区別をします。

(注) 「マイナンバー提出書」についての注意事項

- 奨学金の申込みには、原則として、あなたとあなたの生計維持者（原則父母）のマイナンバー提出が必要ですが、「マイナンバー提出書」の提出が必須学校ではありません。指定の連絡先（日本学生支援機構）へあなたから連絡先を伝えてください。
- この申込みが完了した後は、「マイナンバー提出書」に必要事項を記入し必要書類を添付して、専任担当を通じて速やかに「この申込みの取扱説明書」に添付して送ってください。

■ 学種・申込選択

ここではまず、あなたが通っている課程の種類を選択します。

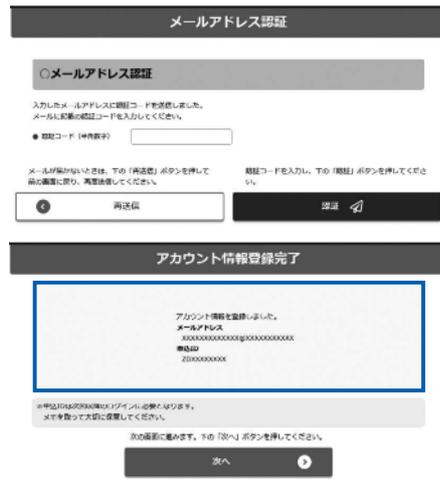
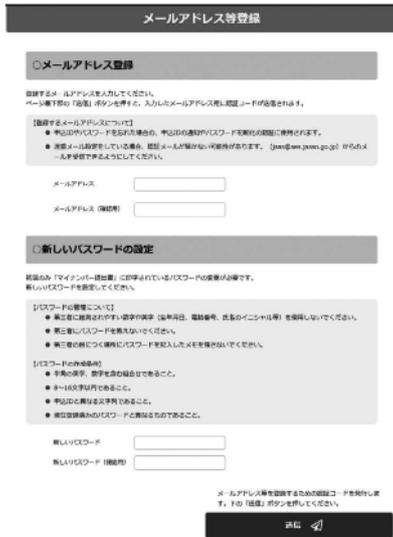
次に、「申込み奨学金を選択してください。」という設問の選択肢の中から、「定期採用（1次又は2次 給付奨学金・貸与奨学金）」を選択します。誤って他の選択肢を選ぶと、選考の対象にならず、申込みをやり直す必要が生じます。「定期採用」を選んでいないことを再度確認してください。

選択し終わったら、「次へ」ボタンを押します。

■ アカウント情報の登録

奨学金の申込みをするのに必要なアカウント情報を登録していきます。

①ログイン：学校から受け取った「マイナンバー提出書」に印刷されている申込IDと初期パスワードを入力して、「次へ」ボタンを押します。



### ■ アカウント情報の登録 (続き)

②メールアドレス登録：画面の指示に従って、登録したいメールアドレスを入力します。

③パスワード設定：画面の指示に従って、新しいパスワードを入力します。②③両方を入力し終わったら、「送信」ボタンを押します。

### ■ アカウント情報の登録 (続き)

④メールアドレス認証：②で入力したメールアドレスに認証コードが届きます。メールに記載の認証コードを入力して、「認証」ボタンを押します。

⑤アカウント情報登録完了：メールアドレスの認証に成功すると、アカウント情報の登録が完了します。メールアドレスと申込IDがセットで表示されます。メールアドレスと申込IDは必ず本冊子裏表紙の「おぼえ書き」に書き写しておいてください。「次へ」ボタンを押すと、次の画面に進みます。

## (5) 申込内容の入力



※申込みの途中で一時保存して入力を中断し、申込みが完了していない場合は、「申込を再開する」ボタンが表示されます。

STEP2 ~ STEP10 の各画面では、申込内容を途中で一時保存することができます。

### ■ メインメニュー

アカウント情報登録完了した人が使える「メインメニュー」画面です。

「奨学金申込」ボタンを押して、奨学金の申込みを開始します。

### ■ 申込内容の入力

STEP1 確認書兼同意書の提出 画面が表示されます。これより先は、「スカラネット入力下書き用紙」にあらかじめ記入した内容を、画面の指示に従って入力していきます。

STEP10 奨学金振込口座情報確認 まで終わったら、「次へ」ボタンを押します。



2023年4月1日

あなたの記入した学籍番号は **GAKU0824** です。

申込みはまだ完了していません！

あなたの入力した内容は以下の通りです。

- 入力内容に相違がない場合は、「重要事項確認(必須)」を全て確認し、ページ最下部の「送信」ボタンを押してください。また、「送信」ボタンを押した後に「受付番号」が表示されますので必ず確認してください。
- 入力内容を訂正する場合は「内容を訂正する」ボタンを押してください。
- 奨学金事業実施の参考とするため、「送信」ボタンの前に「奨学金アンケート(任意)」を設けています。回答は任意となっており、回答内容が審査結果に影響することはありません。ご協力いただける方はご回答をお願いします。

|                         |                |
|-------------------------|----------------|
| 確認者兼同意者の提出              | 規定書を受け、提出しました。 |
| 「マイナンバー提出書」に印字されている申込ID | ZD23X0000X     |

① - あなたの氏名・誓約情報

|            |                  |
|------------|------------------|
| あなたの氏名(漢字) | 梅福 太郎            |
| あなたの氏名(カナ) | キコウ タロウ          |
| 誓約日        | 2023年4月1日        |
| 生年月日       | 2000年(平成00年)7月7日 |
| 国籍         | 日本国              |
| 在留資格       |                  |
| 在留期限(満了日)  |                  |
| 永住意思       |                  |

① - 氏名・誓約情報の内容を訂正する

### ■ 申込内容の確認・訂正

**STEP11** 奨学金申込情報一覧 が表示されます。各入力画面において誤った内容のまま入力を進めてしまった場合は、この画面において各項目の訂正が可能です。確認(訂正)後に、この画面を保存(印刷、スクリーンショット等)することをおすすめします。



2023年4月1日

あなたの記入した学籍番号は **GAKU0824** です。

申込みはまだ完了していません！

奨学金の返還を延滞すると、留滞金が賦課されます。延滞が長くになると法的措置が行われることがあります。

また、審査会の定数が定数になった場合は、期日より、毎月の返還額を1/2もしくは1/3に減額し返還期間を延長する「減額返還制度」や、一定期間返還期間を延長する「返還期間延長制度」を利用できる場合があります。

はい  いいえ

申込みはまだ完了していません！  
奨学金アンケートの下の「送信」ボタンを必ず押してください。

**奨学金アンケート(任意)**

奨学金事業実施上の参考とするため、次のアンケートにご協力をお願いします。(回答は任意です。また、回答内容が奨学金の審査に影響を与えることはありません。)

- 日本学生支援機構の給付奨学金を知っているか、回答してください。  
 知らない  知っている

入力内容に相違がない場合は、「重要事項確認」を全て確認し、下の「送信」ボタンを押してください。「送信」ボタンを押した後に受付番号を確認してください。

送信

### ■ 申込内容の送信

**STEP11** 奨学金申込情報一覧 の内容に相違がなければ、「重要事項確認(必須)」を全て確認し、「送信」ボタンを押してください。「送信」ボタンを押すと、申込情報が機構に送られます。※「重要事項確認(必須)」の後に、アンケートが表示される場合があります。



### ■ 受付番号の確認

申込情報が正常に送信されると、「受付番号」が表示されます。「スカラネット入力下書き用紙」表紙の「受付番号」欄と本冊子裏表紙の「おぼえ書き」に書き写しておいてください。

### ■ メインメニューに再ログインすると

ログアウト後、再度メインメニューにログインするためには、ZDで始まる10桁の「申込ID」と、自分で設定した「パスワード」(21ページ参照)が必要です。

申込みが完了している場合、次回ログイン以降はメインメニューで申込内容や選考結果を確認することができます。

### よくあるトラブル

#### ❓ 次の画面に進めない

今いるページに入力誤り・入力漏れがあると、「次へ」ボタンを押しても次の画面には進めません。エラー発生を示すメッセージと共に訂正の必要な箇所が表示されるので、指示に従って正しく入力し直してください。

#### ❓ 入力の途中で間違いに気付いた

**STEP2** 誓約 から **STEP10** 奨学金振込口座情報確認の間は、「戻る」ボタンで前の画面に戻って直すことができます。また、最後の **STEP11** 奨学金申込情報一覧まで進んでから、訂正したい画面に戻って間違いを直すこともできます(本ページ■申込内容の確認・訂正参照)。訂正が終わったら、画面下の「確定」ボタンを押すと、**STEP11** 奨学金申込情報一覧 の画面まで一度に進むことができます。

#### ❓ 入力の途中で強制的に終了してしまった

1画面あたり30分の入力制限時間をオーバーしてしまった、機構がデータ更新処理を開始してしまった、スカラネットの動作環境(19ページ(2)参照)を満たしていない、のいずれかが考えられます。画面内のメッセージに従っていったん申込作業を終了してください。

## 4 マイナンバー関係書類の提出

奨学金の申込みにはマイナンバーの提出が必要です。在学から配付される「マイナンバー提出書のセット」を確認し、提出書類をととのえましょう。給付奨学金（在学採用）と貸与奨学金を同時に申し込む場合、マイナンバー関係書類は1部だけ提出します。

マイナンバー関係書類は、スカラネット入力完了後、1週間以内に同封の提出用封筒に入れて、在学ではなく直接機構へ、郵便局の窓口から簡易書留により郵送してください。

なお、過去に奨学金の申込み等で提出したことがある人も、あなたとあなたの生計維持者（原則父母）のマイナンバー関係書類を改めて提出する必要があります。



### 選考に必要な情報をマイナンバーで取得できない生計維持者がいる場合

給付奨学金では、あなた及び生計維持者の収入状況等をもとに選考を行います。海外赴任等により日本で市町村民税が課税されていない場合、選考に必要な情報をマイナンバーで取得できません。また、海外赴任や病気等によりマイナンバー関係書類の提出ができない場合は別途の対応が必要となります。このような方は、以下の機構ホームページに掲載している内容に従って、必要な書類を提出してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/mynumber/kaigaikyoku.html>  
（ホーム≫奨学金（すべてを見る）≫申込み手続きについて知りたい≫国内の大学等へ進学後に申し込みたい≫在学採用申込みにおけるマイナンバーの使用≫生計維持者が海外に居住している場合（在学採用申込み））



### ア. 2022年1月1日時点で、国内に居住していない生計維持者がいる場合

2022年度（2021年1月～12月分）に日本で市町村民税が課税されていないため、機構ホームページに掲載している「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」を作成し、必要書類を添付のうえ学校に提出してください（二次採用（秋）では、2023年1月1日時点で国内に居住しておらず、2023年度（2022年1月～12月分）に日本で市町村民税が課税されていない生計維持者が該当します）。

### イ. 海外赴任や病気等によりマイナンバー関係書類の提出ができない場合

機構ホームページに掲載している「マイナンバーに代わる提出書類（様式）」を作成し、必要書類を添付のうえ学校に提出してください（ア.にも該当する場合は、「海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書」も添付してください）。

## 第Ⅲ部 採用後の手続き

### 1 「自宅外通学であることの証明書類」の提出〔自宅外通学選択者のみ〕

採用後、「自宅外通学であることの証明書類」を提出します。



自宅外月額の振込みは、「自宅外通学」である証明書類（アパートの賃貸借契約書のコピー等）を提出し、不備なく審査終了した後になります。なお、振込反映月に「自宅外通学」が認められた月からの差額がまとめて振り込まれます。ただし、定められた期限までに不備のない書類提出がなく、遅れて審査終了となった場合は、届出月から自宅外月額に変更します。また、「自宅外通学」から「自宅通学」への変更の届出が遅れた場合は、振込超過分の返金が必要となる場合があります。その場合、返金が確認できるまで、支給の再開はできません。自宅外通学の申請に必要な提出書類は在学に確認してください。

### 2 適格認定（家計）

奨学金支給期間中、毎年、機構が、あなたと生計維持者の住民税情報（申込時に提出したマイナンバーにより取得）やあなたが報告した資産額に基づき、家計基準（9～12ページ）による支援区分の見直しを行います。



- ①確認の結果、**10月分から奨学金の支給が止まったり、支給額が変わることがあります。**
- ②特段の事情により申込時にマイナンバーを提出できない人については、申込時に加え、支給期間中も、毎年、収入に関する書類等を提出いただきます。書類に不備がある場合や未提出の場合は支給が止まります。

### 3 適格認定（学業成績等）

在学により、学年末（2年制以下の課程及び高等専門学校は学年の半期ごと）に学業成績などの基準に関する判定が行われ、その判定結果が機構に報告されます。給付奨学生としての自覚をもって勉学や学生生活に取り組んでください。



次のいずれかに該当する場合、奨学金の支給が打ち切られます（学業成績が著しく不振となった場合、懲戒による退学処分などの場合には、返還が必要になることがあります）。

- (1) 退学・除籍・停学（無期又は3か月以上）の処分を受けた場合
- (2) 下表【適格認定における学業成績の基準】の「廃止」の基準のいずれかに該当した場合

#### 【適格認定における学業成績の基準】

| 区分 | 学業成績の基準  |
|----|--|
| 廃止 | 1. 修業年限で卒業又は修了できないことが確定したこと。<br>2. 修得した単位数（単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数。次に示す「警告」の区分において同じ。）の合計数が標準単位数の5割以下であること。<br>3. 履修科目の授業への出席率が5割以下であることその他の学修意欲が著しく低い状況にあると認められること。<br>4. 次に示す「警告」の区分に該当する学業成績に連続して該当すること。   |
| 警告 | 1. 修得した単位数の合計数が標準単位数の6割以下であること（上記の「廃止」の区分の2. に掲げる基準に該当するものを除く）。<br>2. GPA等が学部等における下位4分の1の範囲に属すること。<br>（次のア、イに該当する場合を除く）<br>ア 確認大学等における学修の成果を評価するにふさわしく、かつ職業に密接に関連する資格等に十分に合格できる水準にある場合<br>イ 社会的養護を必要とする者で、確認大学等における学修に対する意欲や態度が優れていると認められる場合<br>3. 履修科目の授業への出席率が8割以下であることその他の学修意欲が低い状況にあると認められること（上記の「廃止」の区分の3. に掲げる基準に該当するものを除く）。 |

※ 修得単位数の判定は直近までの累計状況により判断されます。

※ 「廃止」又は「警告」の基準に当てはまる場合であっても、災害・傷病、その他のやむを得ない事由がある場合には、「廃止」又は「警告」の区分に該当しません。

## 4 在籍報告

在籍状況や通学形態等について、定期的（毎年4月、10月）にインターネット（スカラネット・パーソナル（裏表紙参照））を通じて報告する必要があります。**期限までに報告がないときは、給付奨学金の支給が止まります。追って報告することで支給が再開されますが、止まっていた期間については当初の支給月数から減じられることがあります**ので、入力準備用紙等を確認のうえ、提出期限内に報告するようにしてください。

## 5 給付奨学金継続願の提出

給付奨学金の継続を希望するかどうかを毎年1回、インターネット（スカラネット・パーソナル）を通じて機構へ提出します。**期限までに提出がないときは、給付奨学金の支給が止まります。追って提出することで支給が再開されますが、止まっていた期間については支給月数から減じられることがあります**ので、提出期限を在学期に確認のうえ、期限内に提出するようにしてください。

なお、継続を希望しない場合、給付奨学金の振込みは止まりますが、給付奨学生としての認定は受け続けることとなります。そのため、在籍報告や次年度の給付奨学金継続願提出は必要です。また、第一種奨学金をあわせて利用している場合、貸与月額は調整され続けます。

※その他の必要な手続きについては、給付奨学生となった人への通知や機構のホームページなどで案内します。あなたが必要な手続きを理解し、定められた期間内に手続きを行ってください。

# <参考資料> 授業料等の減免について

## I 申請から認定まで

### 1. 申請時期

原則、毎年春及び秋に在学期で募集を行います。申請時期を在学期に必ず確認し、募集時期を逃さないよう注意してください。



給付奨学金の申込みとは別に在学期での申請が必要です。授業料等の減免については、日本学生支援機構では対応しておりません。不明点は在学期に確認してください。

### 2. 対象校

授業料等の減免の支援を受けられる学校は、給付奨学金の対象校と同じです。(5ページ参照)

### 3. 減免額(年額)

世帯の所得金額に基づく区分(第Ⅰ～Ⅲ区分: 詳細は9ページを参照)に応じて、学校の設置者(国公立・私立)及び学校種等により定まる下表の金額が授業料等減免の上限額(年額)となります。

| 学校種・世帯の所得金額に基づく区分 |      | 国 公 立                  |                        | 私 立                    |                        |
|-------------------|------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|
|                   |      | 入学金                    | 授業料                    | 入学金                    | 授業料                    |
| 大学                | 第Ⅰ区分 | 282,000円<br>(141,000円) | 535,800円<br>(267,900円) | 260,000円<br>(140,000円) | 700,000円<br>(360,000円) |
|                   | 第Ⅱ区分 | 188,000円<br>(94,000円)  | 357,200円<br>(178,600円) | 173,400円<br>(93,400円)  | 466,700円<br>(240,000円) |
|                   | 第Ⅲ区分 | 94,000円<br>(47,000円)   | 178,600円<br>(89,300円)  | 86,700円<br>(46,700円)   | 233,400円<br>(120,000円) |
| 短期大学              | 第Ⅰ区分 | 169,200円<br>(84,600円)  | 390,000円<br>(195,000円) | 250,000円<br>(170,000円) | 620,000円<br>(360,000円) |
|                   | 第Ⅱ区分 | 112,800円<br>(56,400円)  | 260,000円<br>(130,000円) | 166,700円<br>(113,400円) | 413,400円<br>(240,000円) |
|                   | 第Ⅲ区分 | 56,400円<br>(28,200円)   | 130,000円<br>(65,000円)  | 83,400円<br>(56,700円)   | 206,700円<br>(120,000円) |
| 専修学校(専門課程)        | 第Ⅰ区分 | 70,000円<br>(35,000円)   | 166,800円<br>(83,400円)  | 160,000円<br>(140,000円) | 590,000円<br>(390,000円) |
|                   | 第Ⅱ区分 | 46,700円<br>(23,400円)   | 111,200円<br>(55,600円)  | 106,700円<br>(93,400円)  | 393,400円<br>(260,000円) |
|                   | 第Ⅲ区分 | 23,400円<br>(11,700円)   | 55,600円<br>(27,800円)   | 53,400円<br>(46,700円)   | 196,700円<br>(130,000円) |
| 高等専門学校<br>(4～5年生) | 第Ⅰ区分 | 84,600円                | 234,600円               | 130,000円               | 700,000円               |
|                   | 第Ⅱ区分 | 56,400円                | 156,400円               | 86,700円                | 466,700円               |
|                   | 第Ⅲ区分 | 28,200円                | 78,200円                | 43,400円                | 233,400円               |

(注1) 入学後に「入学金」の減免を申請する場合は、入学後3か月以内に在学期に減免申請を行い、認定を受けた学生が対象です。

(注2) カッコ内は、夜間制の減免額です。

(注3) 私立の大学、短大、専門学校の通信課程における入学金減免上限額（一回限り支給）は30,000円、授業料減免上限額（年額）は130,000円です（なお、高等専門学校及び国公立の大学、短大、専門学校においては、通信課程は現在開講されていません）。

(注4) 独立行政法人・地方独立行政法人が設置する学校は、国公立に含みます。

## 4. 支援対象者の要件（基準）

給付奨学金の要件（基準）と同じです。（6～13ページ参照）

## 5. 申請手順等

在学から申込関係書類を受け取り、「授業料等減免の対象者の認定に関する申請書」に記入し、在学へ提出します。

# II 認定後の手続き

## 1. 適格認定（家計）

支援期間中、毎年、家計基準（9～12ページ）による支援区分の見直しを行います。

※給付奨学金の適格認定と同じです。（24ページ参照）



確認の結果、授業料減免の支援が止まったり、減免額が変わることがあります。

## 2. 適格認定（学業成績等）

在学で、学業成績などの基準に関する判定を行います。



判定の結果授業料減免の支援が打ち切られたり、警告を連続で受けた場合には支援が打ち切られることがあります。

打ち切りの基準は給付奨学金と授業料減免で同じです。（24ページ参照）

## 3. 継続願の提出

年間2回（4月、10月頃）適格認定が行われることを踏まえ、同時期に継続手続きを行います。在学が定める継続願を在学へ提出してください。



継続願の提出がないときは、授業料減免の支援が止まります。

※給付奨学金継続願（25ページ）の提出とは異なります。



## おぼえ書き

学校から指定された申込期限や書類提出日等を記入して、提出もれなどのないようにしておきましょう。

|                                      |             |   |   |  |  |  |  |  |  |
|--------------------------------------|-------------|---|---|--|--|--|--|--|--|
| 申込関係書類の学校提出期限                        | スカラネット入力期限  |   |   |  |  |  |  |  |  |
| 月 日 ( )                              | 月 日 ( ) 時まで |   |   |  |  |  |  |  |  |
| 申込ID (マイナンバー提出書に印刷されています)            |             |   |   |  |  |  |  |  |  |
| Z                                    | D           | 2 | 3 |  |  |  |  |  |  |
| メールアドレス (初回ログイン時に登録したもの)             |             |   |   |  |  |  |  |  |  |
| スカラネット入力完了時の受付番号                     |             |   |   |  |  |  |  |  |  |
| マイナンバー関係書類を郵送した日 (スカラネット入力完了後、1週間以内) |             |   |   |  |  |  |  |  |  |
| 月 日 ( )                              |             |   |   |  |  |  |  |  |  |



## ホームページの便利なコンテンツ

<https://www.jasso.go.jp>

奨学金

検索

日本学生支援機構のホームページにおいて、随時情報を提供しています。奨学金に関するお問合せは、まずホームページをご覧ください。

### 進学資金シミュレーター

自身の家計情報等を入力することで、受けられる奨学金の種類や金額、学生生活を送るための収支を試算できる便利なシミュレーションツールです。



### 奨学金貸与・返還シミュレーション

貸与奨学金の種類、貸与月額、利率などさまざまな条件で、将来の返還額や返還回数の試算ができます。



### スカラネット・パーソナル(スカラPS)

あなた個人の奨学金情報の閲覧や継続願等の手続きを行うことができるシステムです。採用されたら必ず新規登録してください。以前に奨学金の貸与を受けた方は、返還明細を確認することもできます。



### 奨学金相談サイト

奨学金のよくある疑問や質問をチャットボット等で解決できるQ&Aサイトです。お電話でのお問合せの前に、是非ご利用ください。



申込みに係るお問合せ先

### 日本学生支援機構奨学金相談センター

奨学金に関する一般的なお問合せの相談窓口です。



0570-666-301 [ナビダイヤル 全国共通]

月曜日～金曜日 9:00～20:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

### マイナンバー提出専用コールセンター

マイナンバーの提出方法に関するお問合せ先です。

「提出用の専用封筒をなくしてしまった」「用意する書類が分からない」

0570-001-320 [ナビダイヤル 全国共通]

月曜日～金曜日 9:00～18:00 (土・日・祝日・年末年始を除く)

### 申込情報の保護について

申込みは、インターネット(スカラネット)により行います。日本学生支援機構では、ネットワーク上での電子データ授受のセキュリティを確保するために「認証局」(\*)に加入し、インターネットでの情報の漏洩や盗難については最新の暗号化通信方式を採用することによって高度なセキュリティ対策をとっています。

※認証局:ネットワーク上での通信相手が本物であることを証明するためのデジタル証明書を発行する第三者機関で、デジタル情報に対してデータそのものの正当性の確認や、持ち主や送り主の確認のために必要な機関です。

ご提供いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務及び奨学金貸与業務(返還業務を含む。)及び在籍する学校での授業料等減免業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報(奨学金の返還状況に関する情報を含む。)が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。

機関保証加入者については、機構が保有する個人情報のうち保証管理に必要な情報が保証機関に提供されます。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複受給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。